

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

あけましておめでとうございます。長期のお休みをもらってしまって、、、ありがとうございました。平成20年は、ハイペースでわかりやすく公的保険・公的年金のお話をしていこうと意気込んでおります。よろしくお祈いします。

年金特別便ってなんだ？

「年金特別便」ってしていますか？テレビでも特集されていましたよね？

宙に浮いた年金記録を解決するために、社会保険庁が昨年12月より送付を始めた封書のことなんです。

では誰に届くのか？

たとえば、誰のものかわからない年金の納付記録があります。

スズキ ヒロシ 昭和18年1月1日生まれ 名前と生年月日はわかっているけれど、個人の記録に統合されていません。この記録には昭和60年1月から3ヶ月間国民年金を支払ったことが記されています。年金の保険料だけ徴収して給付に結びつけることができない！

これが「支払うだけ支払わせて、年金額に反映していないなんてあんまりだ。」と我々国民を怒らせた宙に浮いた年金記録というものです。

さすがに社会保険庁もお尻に火がつき、年金記録照会を日夜行っていますが「わからないものはわからない。どうしようもない。」という記録もあるわけです。それが前述のスズキ ヒロシさんの記録のような場合。同姓同名の人が何人もいて、生年月日も一緒ってことだって珍しくないようなときです。日本中に該当するかもしれない人がたくさんいて、社会保険庁では年金記録の統合ができない場合。

日本に100人年金記録の持ち主かもしれない、昭和18年1月1日生まれのスズキ ヒロシさんがいるとすると、この年金特別便は100通です。つまり1つの記録を統合させるために100人に「記録の確認をしてください。」ってお願いするわけです。年金特別便を受け取ったとしても99人は該当者じゃないわけですね。

それぞれに届く記録は、判明している自身の記録なので、昭和60年1月からの納付記録は記載されていません。届いた記録を見て「昭和60年頃、国民年金の保険料支払った記憶がある!!!」と思い出した人が、社会保険庁に「年金特別便に記載されていない記録があります。」と申しでます。それから、当時住んでいた住所などを確認して、ようやく宙に浮いた記録が1つ解決するんです。あまりの長い道のりにクラクラしそう。。

今は地域ごとに発送されているので、これから発送される地域も多いです。「年金特別便」が届いたら自分の記録が宙に浮いている可能性があるってことです。発送されてきた記録以外を思い出すことがとても重要。申し出ない限り記録は統合されません。

チェック機能もなく「どんな記録管理をしてきたんだ!」と国民の怒りは収まりません。現在は受給者を対象に「年金特別便」がでています。今年の6月頃には、我々（受給前の人）にも「年金特別便」がでる予定です。しっかり確認したいと思います。みなさんもぜひ、目を皿のようにして?記録を確認してくださいね。